

不動産執行事件及び債権執行事件並びに債務者の財産状況の調査に係る事件の取扱いについて

令和2年4月1日

広島地方裁判所

呉支部及び三次支部で取り扱う下記1の事件については広島地方裁判所本庁に、尾道支部で取り扱う下記1の事件については広島地方裁判所福山支部に、それぞれ集約されておりますので、申立てをされる際や入札等をされる際は、提出先の裁判所を御確認ください。

記

1 本庁及び福山支部に集約された事件 ※問合せ先は以下のとおり

不動産強制競売事件，不動産強制管理事件（ヌ）

担保不動産競売事件，担保不動産収益執行事件（ケ）

債権執行事件（ル），（ナ） 債権配当等手続事件（リ）

企業担保権実行事件（企）

財産開示事件（財チ）

第三者からの情報取得事件（情チ）

2 呉支部，三次支部及び尾道支部で引き続き取り扱う事件

動産執行事件，明渡執行事件，仮差押執行事件，仮処分執行事件等

※ 上記1の事件に関する問合せ先

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番43号

広島地方裁判所民事第4部 執行受付係 Tel 082-502-1390（直通）

〒720-0031 広島県福山市三吉町1丁目7番1号

広島地方裁判所福山支部 執行係 Tel 084-923-2825（直通）

※ 入札方法についての問合せ先

広島地方裁判所執行官室 Tel 082-228-0421（代表）・内線（4194・4195）

広島地方裁判所福山支部執行官室 Tel 084-921-6792